

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）コメリ奈義ショッピングセンター

所在地 勝田郡奈義町滝本字甚田四七四番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎

(2) 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四番地の五

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社コメリ

住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役 捧 雄一郎

(2) 名称 大黒天物産株式会社

住所 倉敷市堀南七〇四番地の五

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月二十三日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百十二平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 六十六台
- (2) 駐輪場の収容台数 二十台
- (3) 荷さばき施設の面積 八十一・五平方メートル（二箇所合計）
 - ア 荷さばき施設一 五十平方メートル
 - イ 荷さばき施設二 三十一・五平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 八・九七立方メートル（二箇所合計）
 - ア 廃棄物保管施設一 五・九七立方メートル
 - イ 廃棄物保管施設二 三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 株式会社コメリ 午前九時
 - イ 大黒天物産株式会社 午前八時
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 株式会社コメリ 午後八時
 - イ 大黒天物産株式会社 午後九時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後九時三十分まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで
 - イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十六年十二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年一月九日から同年五月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び奈義町産業振興課